

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

消費税計算ソフトの修正費用

Q : 消費税法の改正によって、総額表示が義務付けられたことから会計処理のプログラムを修正しなければなりません。この修正にかかる費用はどのように取り扱えばいいのでしょうか。

A : 総額表示に対応するためだけにプログラムを変更するのであれば、修繕費(損金算入)として処理することが認められます。

【解説】

今年度の消費税法の改正で、平成16年4月から取引価格の総額表示が義務付けられることとなりました。

これに対応するため、消費税に係る会計処理のプログラムを修正する場合には、そのプログラムの修正が、①総額表示の義務付けに対してなされるもので、②それが作業指図書などで明らかであるものについては、その修正費用は修繕費(損金算入)として処理することができますとされています。

このような処理が認められるのは、プログラムの修正が、消費税法改正による総額表示義務付けに対して、現在のプログラムの効用を維持するために行われるものであり、新たなソフトウェアの取得とは認められないことからです。

したがって、プログラムの修正の中に総額表示に対応する部分以外の部分、つまり、新たな機能の追加や向上につながる部分が含まれているときは、その部分については資本的支出として取り扱われることとなりますので注意してください。

